

Bi-Weekly Newsletter

July 10, 2019 | ISSUE 24

I. 統計資料

02

- 2019年1～5月の韓国産業活動の動向

II. 産業ニュース

02

- 2019年度の欧州革新指数が発表、韓国はスイスに続き2位

III. 最新事例・判例

03

- 法人税法上の損金イシュー（事前-2018-法令解釈法人-0519,2019.02.28.）
- 非上場法人が2018年1月1日以前に付与したストックオプションを2018年1月1日以後に行使した場合、法人税法第19条による損金算入が可能かどうか。

ご不明な点がございましたら、いつでも下記のパートナーにお問い合わせください。

Contacts

| | | |
|------------------------|--------------|------------------|
| 金祥雲（ギム・サンウン） Partner | 02 709 0789 | swkim@samil.com |
| 黄喆珍（ファン・チョルジン） Partner | 02 709 0759 | hcj@samil.com |
| 申鉉昌（シン・ヒョンチャン） Partner | 02 709 7904 | hcshin@samil.com |
| 盧映錫（ノ・ヨンソク） Partner | 02 709 0877 | ysnoh@samil.com |
| 李応典（イ・ウンジヨン） Partner | 02 3781 2309 | ejlee@samil.com |
| 李南善（イ・ナムソン） Partner | 02 3781 3189 | nslee@samil.com |



삼일회계법인

(c) 2019 Samil PricewaterhouseCoopers. All rights reserved.

I. 2019年1～5月の韓国産業活動の動向

- 企画財政部報道資料 (<http://www.moef.go.kr/>)

主な内容

- 企画財政部が2019年6月28日に発表した報道資料によると、2019年5月の産業活動のうち、サービス業生産は小幅に増加したが、鉱工業生産は減少した。
- 下記の指標は統計庁が各産業別生産指数（鉱工業、サービス業、建設業、公共行政など）を加重平均して作成した指標である（韓国銀行GDPとは作成方式などが異なる）。

| | | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 |
|-------|----------------|------|------|------|-----|------|
| 全産業 | <前月 (期) 比、%> | △0.8 | △2.7 | 1.2 | 0.9 | △0.5 |
| | <前年同月 (期) 比、%> | △0.6 | △1.9 | △0.6 | 0.7 | 1.0 |
| 鉱工業 | <前月 (期) 比、%> | △2.9 | △3.7 | 2.1 | 1.9 | △1.7 |
| | <前年同月 (期) 比、%> | △2.1 | △3.8 | △2.3 | 0.2 | △0.2 |
| サービス業 | <前月 (期) 比、%> | 0.3 | △1.5 | 0.4 | 0.4 | 0.1 |
| | <前年同月 (期) 比、%> | 1.1 | △0.2 | 0.8 | 1.5 | 2.1 |

II. 2019年度の欧州革新指数が発表、韓国はスイスに続き2位

- 企画財政部報道資料 (<http://www.moef.go.kr/>)

- EU執行委員会が2019年6月18日に発表した「2019年度の欧州革新指数 (EIS) (*)」によると、韓国は2018年総合革新指数が137点で、グローバル競争国 (EU平均込み) の中で7年連続1位を記録した。

(*) 欧州革新指数 (European Innovation Scoreboard) とは、EU 会員国28カ国、隣接国 (**) およびグローバル競争国 (***) 間の革新成果比較のための指標で、本指数評価は2001年から毎年実施されている。
- また、評価対象国全体 (EU 会員国28カ国、隣接国8カ国、グローバル競争国10カ国など計46カ国) 基準でもスイス (1位157点) に続き2位を記録した。

(**) EU隣接8カ国：アイスランド、イスラエル、ノルウェー、北マケドニア、セルビア、スイス、トルコ、ウクライナ

(***) グローバル競争国10カ国：韓国、米国、カナダ、オーストラリア、日本、中国、ブラジル、インド、南アフリカ共和国、ロシア
- EUは韓国が直接比較可能な16の評価指標のうち11の指標においてEUの平均より優秀であると把握した。
- 特に、‘企業部門のR&D投資’ (238.1)、‘デザイン権出願’ (226.8)、‘商標権出願’ (225.8) の面で韓国の位置は先導的である反面、‘高い引用科学論文比重’ (64.1)、‘知識集約サービス輸出比重’ (87.8) などは相対的に遅れていることが明らかになった。
- EUで把握した指標の場合、客観性があると見られるため、韓国に対する投資を考慮する際に上記の指標を活用することができると判断される。

1. 争点

- 非上場法人（*）が2018年1月1日以前に付与したストックオプションを2018年1月1日以後に行使した場合、法人税法第19条による損金算入が可能かどうか。

（*） 創業者、新技術事業者、ベンチャー企業、部品・素材専門企業に該当しない（以下同じ）

2. 事実関係

- 法人税法（法律第15222号）を2017年12月19日に改正した際に利益剰余金処分による成果給損金算入規定を削除するとともに、次の事項が変更された。
 - 法人税法施行令（大統領令第28640号）を2018年2月13日に改正して損金に算入するストックオプションなどに関する事項が「法人税法施行令」第20条[成果給の範囲]から第19条[損金の範囲]に移管する。
 - 損金算入対象ストックオプションの範囲が従来の‘株券上場法人が商法により付与するストックオプションなど’から‘商法により付与するストックオプションなど’に拡大する。
 - 2018年2月13日大統領令第28640号は2018年1月1日以後開始する事業年度分から適用する。
- A法人は非上場法人*で2017年度事業年度において役職員の勤労意欲を引き出すために「商法」第340条の2によりストックオプションを付与した。
 - 株式選択権が付与された役職員は、2019年より当該ストックオプションを行使するものと予想している。

3. 回答内容

- 「法人税法施行規則」（2018年3月21日企画財政部令第671号に改正される以前のもの）第10条の4に規定されたストックオプションが付与された法人に該当しない内国法人が、2018年1月1日前に「商法」第340条の2によりストックオプションを付与した場合で、かつ、当該内国法人のストックオプションが付与されるか支給された者が、2018年1月1日以後に行使した場合には、その行使時点で「法人税法」第19条（2017年12月19日法律第15222号に改正されたもの）および同法施行令（2018年2月13日大統領令第28640号に改正されたもの）第19条第19号の2により損金算入する。

4. 関連法令など

- 法人税法施行規則第10条の4【ストックオプションなどの範囲】

令第20条第1項第3号において“企画財政部令で定めるストックオプションなど”とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

1. 「中小企業創業支援法」による創業者、「技術信用保証基金法」による新技術事業者および株券上場法人が付与するか、支給したストックオプションなど（ストックオプションは「商法」第340条の2により付与した場合のみ該当）